

香春町から転出される方へ

香春町から他の市町村に転出される方は、新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所地で転入の手続きを行ってください。正当な理由なく14日以内に届出をされない場合は、5万円以下の過料を取られる場合があります。また、マイナンバーカードが失効し継続利用の手続きができませんのでご注意ください。

◆転入手続きに必要なもの（詳しくは新住所地の役所にお尋ねください。）

○マイナンバーカードまたは転出証明書

○本人確認のできる証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

※代理人の場合は委任状が必要です。

◆転出の際の主な手続きについて、ご案内します。

（下記に該当する方はそれぞれ手続きをしてください）

区 分	内 容	担当窓口および電話番号	
印鑑登録	転出(予定)日をもって廃止されます。転出予定日の前日までに印鑑証明が必要なときは、転出証明書と印鑑登録証(町民カード)を持参してください。	税務住民課(戸籍係) 0947-32-2555	2番窓口
香春町管理の浄化槽 を利用している人	浄化槽の使用休止、または変更手続きをしてください。	税務住民課(生活環境係) 0947-32-8400	3番窓口
畜犬登録のある人	犬の鑑札を持参し、登録原簿を受け取ってください。		
軽自動車・バイク	125cc以下のバイクをお持ちの方は、廃車または名義変更の手続きをしてください。 (125ccを超え250cc以下のバイクは(一社)全国軽自動車協会連合会へ、軽自動車をお持ちの方は軽自動車協会へ、250ccを超えるバイクは陸運局でそれぞれ手続きしてください。)	税務住民課(住民税係) 0947-32-8402	3番窓口
水道	水道を利用しない場合は、水道の中止手続きをしてください。	住宅水道課(水道業務係) 0947-32-8404	8番窓口
町営住宅	明渡届または同居者異動届を提出してください。	住宅水道課(住宅管理係) 0947-32-8403	
公立小・中学校	区域外就学、スクールバス乗車許可の取り消し等 ※転出する旨の連絡は早急にお願いします。	学校教育課(学校教育係) 0947-32-8409	町民センター 1階

区分	内容	担当窓口および電話番号		
国民健康保険	資格喪失届を提出し、保険証を返還してください。	保険健康課(国保年金係) 0947-32-8401	6番窓口	
国民年金	香春町では、特に手続きの必要はありません。			
介護保険	介護保険被保険者証を持参のうえ手続きをしてください。			
後期高齢者医療	被保険者証を持参の上、住所変更届または喪失届を提出してください。			
精神障がい者保健福祉手帳	必要な手続きがないか確認しますので窓口にお越しください。	保険健康課(健康づくり係) 0947-32-8401	7番窓口	
身体障がい者手帳 療育手帳	必要な手続きがないか確認しますので窓口にお越しください。	福祉課(福祉係) 0947-32-8415		
障がい福祉サービス 受給者	受給者証を返還し、障がい支援区分認定証明書の交付を受けてください。			
児童手当	転出(予定)日の月分まで香春町から支給されます。受給事由消滅届を提出してください。	福祉課(子育て支援係) 0947-32-8415		
児童扶養手当 特別児童扶養手当	転出届を提出してください。			
子ども医療 障がい者医療 ひとり親家庭等医療	資格喪失届を提出し、医療証を返還してください。			
保育所	退所届を提出してください。			
母子健康手帳	香春町では、特に手続きの必要はありません。 新住所地にて、妊婦健康診査補助券の差替え等の問合せをしてください。			保険健康課(健康づくり係) 0947-32-8401

※新住所地での手続きについては、新住所地の役所にお問い合わせください。

※転出を取り消すとき

マイナンバーカードまたは転出証明書と、本人確認のできる書類を持って、香春町役場の税務住民課戸籍係で転出取消の手続きを行ってください。